

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

- 福島県企業局  
の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局  
の福島県病院局組織規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程
- 福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

## 福島県企業局

五 四 三 二 一

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県企業局管理規程第2号

#### 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「東日本大震災」を「東日本大震災等」に改め、同項中「（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。）又は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があったもの」を加え、同項に次の3号を加える。

- (4) 特定大規模災害に対処するために行う第6条第3項に規定する作業
  - (5) 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業
  - (6) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- 附則第5項に次の4号を加える。
- (9) 前項第4号の作業 第6条第3項に規定する額
  - (10) 前項第5号の作業のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
  - (11) 前項第5号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲

内において管理者が定める額

- (2) 前項第6号の作業 10,000円を超えない範囲内において管理者が定める額（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額）

附則第9項を削り、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中「前項各号」を「前項第1号から第8号まで」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 7 同一の日において、附則第5項第10号から第12号までに掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則第10項を次のように改める。

- 10 職員が特定大規模災害に対処するため第6条第3項に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同条第3項又は同条第4項に規定する手当の額に同条第3項に規定する額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

附則第11項から第13項までを削る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

(経営・販売課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県企業局管理規程第3号**

**福島県企業局財務規程の一部を改正する規程**

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表中 「株式会社東邦銀行 八山田支店 郡山市」を「株

式会社東邦銀行 八山田支店 郡山市 株式会社東邦銀行 仙台東支  
 式会社東邦銀行 郡山金屋支店 郡山市」に、

店 「株式会社東邦銀行 仙台東支店 宮城県仙  
 宮城県仙 株式会社東邦銀行 仙台泉支店 台市  
 台市」を 株式会社東邦銀行 仙台南支店 宮城県仙  
 台市」に改め

る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

(経営・販売課)

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月27日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

**福島県病院局管理規程第5号**

**福島県病院局組織規程の一部を改正する規程**

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号及び第3条（見出しを含む。）中「病院」を「センター、病院」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第3条関係）**

名 称	位 置	内 部 組 織
福島県立矢吹病院	西白河郡矢吹町	事 務 部
		診 療 部
		看 護 部
		薬 剤 部
福島県立宮下病院	大沼郡三島町	事 務 部
		診 療 部
		看 護 部

		薬 剤 部
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町	事 務 部
		診 療 部
		看 護 部
		薬 剤 部
福島県立大野病院	双葉郡大熊町	
福島県ふたば医療センター	双葉郡富岡町	
福島県ふたば医療センター附属病院	双葉郡富岡町	事 務 部
		診 療 部
		看 護 部
		薬 剤 部
福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所	双葉郡楢葉町	

別表第2病院経営課の部の次に次のように加える。

セ ン タ ー	セ ン タ ー 長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副 セ ン タ ー 長	センター長を補佐し、センターの事務を整理する。
	主 幹 ( 任 意 設 置 )	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
	事 務 長	上司の命を受け、センターの事務を処理する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月27日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

**福島県病院局管理規程第6号**

**福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程**

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

病院行政職	局次長 局参事
-------	---------

病院行政職	局次長 局参事
-------	---------

」を 

病院医療職(1)	ふたば医療センター長
----------	------------

 に、

「矢吹、南会津、大野病院事務部事務長」を「ふたば医療センター副センター長 矢吹、南会津病院事務部事務長 大野病院事務長」に、「宮下病院事務部事務長 矢吹、南会津、大野病院事務部事務次長」を「ふたば医療センター事務長 宮下、ふたば医療センター附属病院事務部事務長 矢吹、南会津病院事務部事務次長」に、「看護部長」を「病院副院長 看護部長」に、「南会津、大野病院薬剤部長」を「南会津病院薬剤部長」に、「矢吹、宮下病院薬剤部長」を「矢吹、宮下、ふたば医療センター附属病院薬剤部長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月27日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

**福島県病院局管理規程第7号**

**福島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業職員人事評価実施規程（平成28年福島県病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「局長」の次に「、センター長」を加える。

別表第2最終評価者の項中「病院、診療所」を「センター、病院及び診療所」に、「病院長、診療所長」を「センター長、病院長及び診療所長」に改め、同表人事評価事務管理者の項中「病院、診療所においては、」を「センター及び病院においては」に、「診療所次長」を「診療所においては診療所次長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(病院経営課)